

別紙

諮問第1193号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇署員による〇〇事案」ほか41件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成25年4月1日以降に発生した警視庁警察官の非違行為についての処分に関係する全ての資料（非違行為の発生日及びその内容、処分の日付及びその内容、公表非公表の別などを記載した資料）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年1月4日付けで行った一部開示決定について、非開示とした部分のうち、「所属長意見」欄の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

第一に、「所属長意見」欄の内容については条例7条2号に該当すると処分庁（警視総監）は主張している。しかし、「所属長意見」欄の内容を公にすると、個人の権利利益が具体的にどのように害されるのかが、全く明らかでない。条例前文及び1条の趣旨に鑑みれば、このようなあいまいな理由で非開示とすることはできないはずである。

第二に、「所属長意見」欄の内容については条例7条6号に該当すると処分庁は主張している。しかし、「所属長意見」欄の内容を公にすることで、懲戒処分等の

決定基準が明確になり、今後の公正かつ円滑な人事管理事務の実現に大きく寄与するはずであるから、処分庁の主張は社会的合理性に欠けるものである。

イ 意見書における主張

東京都公安委員会は、理由説明書「4 本件処分の妥当性」の(1)で、「所属長の懲戒処分に関する意見の内容は、…通常他人にみだりに知られたくない情報であるため…個人の権利利益を害するおそれがある」と主張している。しかし、犯罪行為を行っている警察官について、「個人の権利利益の保護」を理由に情報を公表しないのは、職権濫用による隠蔽行為である。よって東京都公安委員会の主張は社会的正義に完全に反しているから、失当である。

東京都公安委員会は、理由説明書「4 本件処分の妥当性」の(2)で、「情報が公になることが前提となると、…人事管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張しているが、「所属長意見」欄の内容が公になった方が警視庁の隠蔽行為の抑制に資するから、東京都公安委員会の主張は失当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1)「所属長意見」欄に記載された情報は、懲戒の上申をされた職員の所属する所属長の懲戒処分の内容等に対する意見が記載されたものであり、開示されている他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものと認められ、また、特定の個人を識別することができないとしても、所属長の懲戒処分に対する意見の内容は、懲戒の上申をされた職員にとって通常他人にみだりに知られたくない情報であるため、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当する。

(2)「所属長意見」欄に記載された情報が公になることが前提となると、今後、所属長が懲戒の上申をする際に同欄への率直な意見を記載することを躊躇する等、人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例7条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月 2日	諮問
平成30年12月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成30年12月27日	審査請求人から意見書收受
平成31年 1月22日	新規概要説明（第169回第三部会）
平成31年 2月19日	審議（第170回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書及び審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求に対して、懲戒審査事案に係る別表に掲げる文書1から42までを対象公文書（以下併せて「本件対象公文書」という。）として特定し、いずれも「所属長意見」欄については、条例7条2号及び6号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

実施機関では、警視庁警察職員懲戒手続規程（平成13年3月1日訓令甲第2号）9条1項に基づき、職員の規律違反等を審査するため、警視庁警察職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）が置かれており、同条2項には、「警視総監が職員に懲戒処分等を行う必要があると認めたときは、委員会に審査を命ずるものとする。」と規定されている。そして、実施機関によると、委員会の審議に関する事務の過程で作成されたのが本件対象公文書であるとのことである。

審査請求人は、審査請求書において、「所属長意見」欄の開示を求めていることから、審査会は同欄の非開示妥当性について判断する。

イ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

ウ 「所属長意見」欄の非開示妥当性について

審査請求人は、「所属長意見」欄の内容を公にすることで、懲戒処分等の決定基準が明確になり、今後の公正かつ円滑な人事管理事務の実現に大きく寄与するなど主張する。

これに対し、実施機関は、「所属長意見」欄に記載された情報が公になることが前提となると、今後、所属長が懲戒の上申をする際に同欄への率直な意見を記載することを躊躇する等、人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、いずれも「所属長意見」欄には、懲

戒処分に対する所属長の意見が記載されており、処分内容を検討する過程での意見であると認められる。

そのため、これを公にすると、所属長が内外からの干渉のおそれを懸念して、「所属長意見」欄に率直な意見を記載することを躊躇するなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、「所属長意見」欄は条例7条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋

【別表】

	公文書の件名
1	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
2	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
3	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
4	〇〇隊員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
5	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
6	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
7	〇〇隊員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
8	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
9	〇〇隊員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
10	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
11	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
12	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
13	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)

14	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
15	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
16	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
17	〇〇課員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
18	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
19	〇〇隊員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
20	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
21	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
22	〇〇署員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
23	〇〇課員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
24	〇〇隊員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
25	〇〇課員による〇〇事案 (平成28年〇月〇日起案のもの)
26	〇〇署員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
27	〇〇署員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)

28	〇〇課員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
29	〇〇署員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
30	〇〇隊員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
31	〇〇隊員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
32	〇〇署員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
33	〇〇署員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
34	〇〇隊員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
35	〇〇署員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
36	〇〇隊員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
37	〇〇隊員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
38	〇〇署員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
39	〇〇署員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
40	〇〇隊員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
41	〇〇隊員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)

42	〇〇隊員による〇〇事案 (平成29年〇月〇日起案のもの)
----	---------------------------------